

「京都府奨学のための給付金」制度のご案内

◇ 高等学校における授業料以外の教育費※を支援する給付金制度です。

※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など

◇ 本制度は、返済する必要のない給付金です。

◇ 対象者 基準日(令和元年7月1日)現在

① 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は ② 住民税所得割非課税世帯 の保護者等
また、生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。

◇ 申請について

保護者がお住まいの都道府県に申し込みが必要です。

国公立高校の生徒の保護者が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校を通じて、申請書と添付書類を京都府教育庁高校教育課へ原則、7月中に提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書又は、住民税の課税(非課税)証明書 他
詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

(※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続きが必要となります。)

なお、保護者が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の
担当課又は在学する学校へお問い合わせください。

(文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧の掲載があります。)

◇ 給付額(年額)について

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護(生業扶助)受給世帯(全・定・通)	32,300円	52,600円
住民税所得割非課税(全・定) <第1子>	82,700円	98,500円
住民税所得割非課税(全・定) <第2子以降> ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円	138,000円
住民税所得割非課税(通)	36,500円	38,100円

(※全:全日制、定:定時制、通:通信制)

◇ 問い合わせ先

京都府立城陽高等学校 (電話0774-52-6811)

又は、京都府教育庁高校教育課修学支援担当(電話075-574-7539)

令和元年7月2日

保護者様

京都府立城陽高等学校長

京都府奨学のための給付金申請について

京都府内に在住する「生活保護受給世帯」又は「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯」を対象とし、授業料以外の教育費負担軽減を目的とした「京都府奨学のための給付金」の申請について、京都府教育委員会から申請の案内がありました。

つきましては、裏面の『「京都府奨学のための給付金」制度のご案内』をよく読んでいただき、下記のとおり申請希望の方は、申請書等を配付しますので申し出てください。

記

1 申請希望者申出方法

申請を希望される方は、申請に必要な申請書を配付しますので、以下の「京都府奨学のための給付金申請申出書」に必要事項を記入のうえ、本校事務室まで申し出てください。

2 申請申出期限

令和元年7月12日（金）

* 申請書等の提出期限は、令和元年7月19日（金）を予定していますので、早期に申し出てください。

3 問い合わせ先

京都府立城陽高等学校 事務部 電話0774-52-6811

京都府教育庁高校教育課修学支援担当 電話075-574-7539

-----キリトリ-----

京都府奨学のための給付金申請申出書

年 組 番 生徒氏名

（申出先：事務室）